二十四　平成二十九年度に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十五　平成三十年梅雨期における豪雨及び暴風雨のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十六　平成三十年北海道胆振東部地震及び台風第二十一号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十七　平成三十年台風第二十四号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

2　平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年度から平成三十年度までの三年度で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。ただし、上水道事業及び簡易水道事業における広域化の検討に要するものにあつては平成二十八年度から平成三十年度までの三年度で計二五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　平成三十年度から令和二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する地域IoT実装推進事業と連携して地方単独事業として実施する地域IoT実装推進事業評価会の確認を受けた事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

4　平成三十年度から令和五年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

二十四　平成二十九年度に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十五　平成三十年梅雨期における豪雨及び暴風雨のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十六　平成三十年北海道胆振東部地震及び台風第二十一号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十七　平成三十年台風第二十四号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

2　平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年度から平成三十年度までの三年度で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。ただし、上水道事業及び簡易水道事業における広域化の検討に要するものにあつては平成二十八年度から平成三十年度までの三年度で計二五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　平成三十年度から平成三十二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する地域IoT実装推進事業と連携して地方単独事業として実施する地域IoT実装推進事業評価会の確認を受けた事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

4　平成三十年度から平成三十五年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。